

川崎市病院局企業職員不祥事防止委員会設置要綱

平成19年 4月 1日

19川病総庶第1170号

(目的及び設置)

第1条 川崎市病院局企業職員の不祥事防止の徹底を図るため、川崎市病院局企業職員不祥事防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 不祥事防止対策の検討及び推進に関すること。
- (2) 不祥事防止のための職場状況に係る情報の収集に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は病院局長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

3 委員は、課長級以上の職にある者のうち委員長の指名する者とする。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が召集し、その議長となる。

(関係職員の意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。